

金沢大学利益相反ポリシー

1 大学の使命と利益相反

(1) 研究及び産学官連携活動に関する金沢大学の基本的使命

金沢大学(以下「本学」という。)は、研究及び産学官連携活動に関する基本的使命を、真理の探究に関わる基礎研究から科学技術に直結する目的型研究に至る卓越した知の創造に努め、それらにより新たな学術分野の開拓と、技術移転や新産業の創出等に資することで積極的に社会に還元する(金沢大学憲章第3項)とともに、研究成果である知的財産の発掘・管理と社会への積極的な還元、さらには高度先端医療の発展と普及に努め、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の責務に応える(憲章第6項)ことと考えています。

(2) 産学官連携活動及び利益相反

産学官連携活動における大学の研究の使命は、その成果が産業界で実用化または製品化されることにより社会貢献が行われることにあり、それを実現する企業等との連携及び起業化を必要とする研究領域は無限にあります。

知的成果による社会貢献と産学官連携の推進は、科学技術基本法と知的財産基本法が期待している大学の役割の一部であります。このような産学官連携活動によって本学は、技術力の強化並びに地域及び産業の活性化に貢献し、社会で高い認知度を得て、教育研究を活性化し、学生の就職の可能性を広げます。本学職員にとっては、社会が本学に求めるニーズを把握し、専門性を磨き、社会で活躍できる学生のための教育を展開することができます。

真理の探求を目的とし、人類共通の財産のために研究成果の公表を原則とする大学と、適正利潤の追求を目的として営業機密を競争の源泉の一つとする企業とは、その基本的な性格や役割を異にしています。産学官連携活動、民間機関等との共同研究、起業化促進の活動に当たって、大学及び大学職員が、産業界から知的財産権についての実施料等の形で収入を得ることや、共同研究のパートナー企業に対して守秘義務などの責任を負うことは、あらかじめ想定されています。しかし、産学官連携活動の中で、職員が企業等との関係で生じる利益や責務が、大学における責務と衝突する、「利益相反」と呼ばれる状況が生まれる可能性があります。

そのため、産学官連携活動を重視する本学は、利益相反の概念及び利益相反マネジメントの基本指針を利益相反ポリシーとして定め、利益相反及び利益相反マネジメントの基本的立場を内外に明らかにし、社会的に説明責任を果たすことによって、本学に対する社会的受容性(社会的信頼: integrity)を保ちつつ、この利益相反に対して適切に対応することで、本学の社会貢献としての産学官連携をより一層推進することに努める必要があります。

結果として、産学官連携を推進する上で、日常的に不可避的に発生する利益相反状況に関し、利益相反ポリシーに則ることは、本学職員個人に責任が帰せられることなく積極的に産学官連携等の活動を進める基盤を与えることになります。

2 利益相反の概念

本学は、利益相反の概念を次のように考え、マネジメントの対象とします。

(1) 利益相反（狭義）(conflict of interest)

職員個人が得る利益と職員個人の大学の職務上における責任が相反している状態（個人としての利益相反）及び大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任とが相反している状態（組織としての利益相反）があります。すなわち、職員又は大学が産学官連携活動に伴い得る、実施工料収入、兼業報酬、未公開株式等の利益と、教育研究を行う大学における責任が衝突又は相反している状態をいいます。

(2) 責務相反 (conflict of commitment)

大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態があります。すなわち、職員が企業等の業務に積極的に関わることにより、大学職員としての本来の職務遂行責任が果たされなくなっている状態をいいます。

(3) 利益相反（広義）

利益相反（狭義）と責務相反の概念を含む概念をいいます。

3 利益相反についての基本的立場

本学は、本学から生まれた知的成果による社会貢献を重視し、産業競争力の強化と産業・地域の活性化を目指した産学官連携活動を推進します。また、本学職員がこのような多様な産学官連携活動に関与することを奨励します。

しかし、この過程で生まれる利益相反により、本学の基本的使命と利益が侵害されることは、防がなければなりません。そのために、本学は、利益相反とそのマネジメントについて、本学職員及び学生に対して理解と協力を求めるとともに、産学官連携のパートナーとなる産業界や行政、更には社会全体に対しても、理解と協力を求めます。このような学内外の理解と協力の下で、本学は利益相反を防止しつつ、産学官連携を推進します。

本学の職員は、産学官連携活動に当たって、それによる個人的な利益や提携先の利益を優先する結果、本学の本来の使命である教育・研究や、附属病院の患者の治療や治験者の安全を、疎かにすることがあってはなりません。また、このような利益相反の行為についての疑いを、社会から招かないように努めなければなりません。これは、本学の職員に課せられる義務であると考えます。本学は、利益相反を防止し、また疑われることのないように、利益相反に適切に対処するマネジメント体制を構築します。

4 利益相反マネジメント

本学は、知的成果による産業への多様な社会貢献を進め、本学としての社会的信頼を維持・確保するために、利益相反に関する基準を明らかにして、職員の利益相反を避けるため、次のような基本的な考え方に基づき、利益相反マネジメントの体制を整備します。

(1) 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- 1) 本学職員は、企業等外部と利害関係を持つことについて、事前に、本学に継続的に情報を開示し、本学は、それに対し、適切な助言や指示を含む利益相反マネジメントによって、利益相反の発生を回避します。
- 2) 技術指導や起業化支援等の兼業を開始しようとするとき、事前に本学の利益相反相談員と相談し、利益相反発生の弊害を予防します。
- 3) 本学の利益相反ポリシー及び個別事例についての対応が妥当かどうかについて、学内の判断ですませることなく、外部の専門家からなる利益相反外部アドバイザーミーティングによって検証を受けます。
- 4) 本学は、職員に利益相反に関する基本的な考え方について啓発及び教育を進めます。

(2) 利益相反マネジメントの基準と対象

1) 利益相反マネジメントの全般的な基準

- ① 真理の探究と人類福祉の発展に寄与するため、研究結果の信頼性を確保しつつ、その成果を社会に還元しなければならない。
- ② 教育研究が基本的な使命であることを認識し、学生の評価に耐える教育活動に従事しなければならない。
- ③ 透明性の高い研究プロセスを維持し、研究成果の公表について明確な説明責任を果たさなければならない。
- ④ 産学官連携においては、公平性と中立性を基本に置き、必要に応じて限定性や特定性のバランスを保持しなければならない。
- ⑤ 研究者としての信頼性と責任を保持し、国民からの高い付託に応えるため、研究資金を厳しく管理しなければならない。

2) 利益相反マネジメントの対象者及び対象事項

利益相反マネジメントの対象者は、法人の役員と教育研究評議会の構成員、職員及び非常勤職員並びに本学と雇用関係にある大学院生及び学生です。しかし、利益相反マネジメントの実施当初は、本学で高い権限と責任を有する職員と、利益相反の蓋然性の高い職員をマネジメントの対象とします。

利益相反マネジメントの対象事項は、産学官連携活動に係る共同研究や受託研究、兼業活動（技術指導を含む）の報酬、株式保有等の経済的利益、自らの発明を技術移転する場合（機関保有あるいは有限会社金沢大学ティ・エル・オー保有の発明については、対象外とする。）が含まれます。その他一定以上の金銭的利益を受ける場合や本

学が指定した場合も含まれます。

(3) 利益相反マネジメントの体制

1) 利益相反委員会

本学の利益相反マネジメントに関する重要事項等の審議、決定機関として利益相反委員会を設置します。審議にあたり、利益相反ポリシー及び個別事例など重要事項について、利益相反外部アドバイザーミーティングに諮問することができます。

2) 利益相反相談員

利益相反相談員は、部局からの推薦者とし、利益相反に抵触する可能性のある事例等について、事前相談に隨時応じます。判断の困難な事例等については、利益相反外部アドバイザーミーティング構成員に相談します。

3) 利益相反マネジメント機構

利益相反委員会の下に、利益相反委員から選出された委員、利益相反相談員及び関係職員を構成員とする、利益相反マネジメント機構を置きます。

利益相反マネジメント機構は、利益相反にかかる自己申告及びモニタリングの状況をとりまとめ、利益相反委員会に報告します。また、利益相反について、利益相反委員会の指示により、学内での啓発と教育を行います。

4) 利益相反外部アドバイザーミーティング

本学は、学識経験者、弁護士、公認会計士及びジャーナリストなどで構成する利益相反外部アドバイザーミーティングを置きます。利益相反外部アドバイザーミーティングは、定例及び臨時に、利益相反委員会から依頼される利益相反ポリシー及び個別事例など重要事項について、諮問に応じます。また、利益相反相談員からの個別相談には、利益相反外部アドバイザーミーティング構成員が各々応じます。

5) 知的財産等調整委員会

責務相反・利益相反等についての申し立てあるいは紛争処理に当たっては、知的財産等調整委員会が当たります。知的財産等調整委員会の判断について、利益相反委員会に報告しなければなりません。

5 医学医療研究と利益相反

(1) 医学医療研究の利益相反ポリシー（基本的な考え方）

ヒトを対象とする医学及び医療研究では、大学の基本的使命と産学官連携活動との間で生まれる利益相反とともに、人間を対象とした疾病と健康に関する研究であることによる特別の考慮が求められます。すなわち、世界医師会宣言（ヘルシンキ宣言）で明記されている事項を尊重し、臨床研究に関する倫理指針等国内法規及び指針に準拠した研究であることが求められます。臨床研究は、患者及び被験者の権利と福利に

対する尊重が科学的及び社会的利益に優先し、対象集団がその研究から利益を得られる相当の可能性がある場合にのみ行われる必要があり、患者及び被験者に対し、研究における全ての利害関係を開示して同意を得る必要があります。

(2) 臨床研究・臨床試験の利益相反への対応

臨床研究、臨床研究開発及び臨床試験は、患者を対象とした診断や治療の改善を目指しています。開発の成果が早期に適用されることによって、患者への的確な診断とより良い治療につながる可能性があります。また、臨床試験の実施に当たっては、ノウハウや専門知識を持つ開発者自身（臨床従事者）の関与が不可欠である場合が多いと予想されます。このように、患者を対象としている特殊性から、医学医療領域に関する利益相反については、本学の一般的な利益相反の基準に付加した対応（考え方）と利益相反のマネジメントの基準が必要です。

本学は、全学的な利益相反ポリシーと利益相反マネジメントの上に、医学医療系の特殊性を考慮して、医学医療の利益相反ポリシーと利益相反マネジメント体制の整備を行います。

(3) 臨床研究・臨床試験での利益相反マネジメントの基準

臨床研究・臨床試験での利益相反マネジメントの基準は、別に定める。

※ なお、国立大学法人となって間もない時に、全職員に多大な負担をかけて、利益相反マネジメントとその体制を完備する目標は、現実的ではありません。当初は、利益相反の蓋然性の高い課題や対象を、該当職員の協力を得ながらアンケートやモニタリングによって、利益相反マネジメントの経験を積むことが大切です。そして、学内外で利益相反についての理解を得ながら、順次、より整備した利益相反マネジメントの構築を目指します。